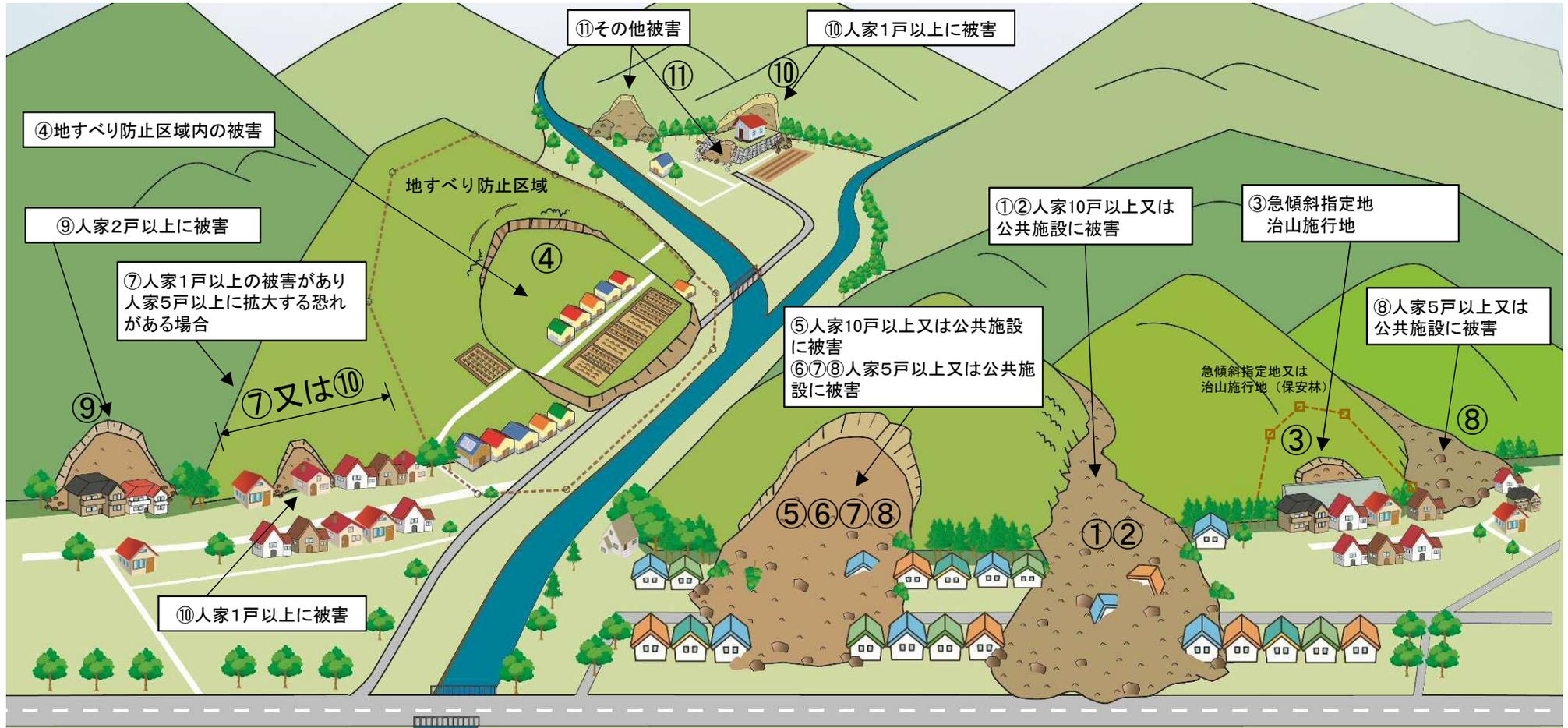


土砂・山崩れ等の被災に対する支援（家裏）



1. 土石流

番号	区分・対応事業	受益者負担	
①	砂防指定地	砂防事業(砂防課)	
	保安林指定地	治山事業(森林整備課)	
	双方なし	砂防・治山で協議	
②	人家10戸以上又は公共施設に被害		
	災害関連緊急砂防	砂防事業(砂防課)	負担なし
	災害関連緊急治山	治山事業(森林整備課)	負担なし

2. 土砂・山崩れ（法指定あり）

番号	区分・対応事業	受益者負担	
③	急傾斜指定地	急傾斜事業(砂防課)	負担あり
	治山施行地(保安林)	治山事業(森林整備課)	負担なし
④	地すべり防止区域内	地すべり事業3所管[国土交通省(砂防課)・農林振興局(農地整備課)・林野庁(森林整備課)]	負担なし

3. 土砂・山崩れ（法指定なし）

計画フロー
支援策検討フロー

番号	区分・対応事業	受益者負担		
⑤	人家10戸以上又は公共施設に被害	災害関連緊急治山	治山事業(要保安林指定)	負担なし
	人家5戸以上又は公共施設に被害	⑥災害関連緊急急傾斜	急傾斜事業(要急傾斜指定)	負担あり
⑦	⑦県単急傾斜地	急傾斜事業(要急傾斜指定)	負担あり	
⑧	⑧林地荒廃防止	治山事業(要保安林指定)・次年度以降	負担なし	
⑨	人家2戸以上に被害[要激基災害指定]			
	災害関連地域防災がけ崩れ対策	急傾斜事業(砂防課)	負担あり	
⑩	人家1戸以上に被害			
	国庫林地崩壊防止	治山事業(森林整備課)	負担あり	
⑪	その他被害			
	市町村独自対策、個人復旧		負担あり	

■詳しくは、市町村又は管轄する県土整備事務所へご相談ください。

- 事業の担当窓口（島根県）
- 砂防、急傾斜、地すべり（国土交通省所管）事業関係
土木部 砂防課 砂防保全グループ
☎ 0852-22-5378
- 治山、林野地すべり事業関係
農林水産部森林整備課治山グループ
☎ 0852-22-5172
- 農地地すべり事業関係
農林水産部農地整備課防災グループ
☎ 0852-22-5145